別添五十一4・9・6・中「同規則第11改訂版補足第9改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5.2.22.に限る。）」に改め、同別添4・24・8・3・1・及び4・24・8・3・2・中「同規則第11改訂版補足第9改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.23.の規定」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5.2.23.に限る。）」に改め、同別添4・24・10・2・中「同規則第11改訂版補足第9改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改める。

別添百3・1・4・1・及び3・4・2・1・中「客室内」を「運転者室内、客室内」に改め、同別添3・5・2・中「客室及び荷室その他の換気が」を「運転者室、客室及び荷室その他換気が」に改め、同別添3・5・2・1・中「客室内」を「運転者室内、客室内」に改め、同別添3・5・5・中「協定規則第95号第3改訂版5.」を「協定規則第95号の技術的な要件（同規則第3改訂版補足第3改訂版の規則5.に限る。）」に改め、同別添3・6・2・2・中「客室及び荷室その他の換気が」を「運転者室、客室及び荷室その他換気が」に改め、同別添3・9・1・2・1・中「客室内」を「運転者室内、客室内」に改める。

別添百十一3・1・を次のように改める。

3.1.　試験方法

別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.1.（3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までの規定並びに3.1.3.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品にあっては」と、同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.1.2.5.の規定中「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

別添百十一4・1・を次のように改める。

4.1.　試験方法

別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」の3.2.（3.2.3.において準用する3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までの規定並びに3.2.4.中の「また、」以下の規定を除く。）に定める方法とする。この場合において、同別添3.2.3.において準用する同別添3.1.2.2.の規定中「は、燃料タンク及び配管に干渉するおそれのある部品を除き」とあるのは「のうち試験結果に影響するおそれのない部品にあっては」と、同別添3.1.2.3.の規定中「する。」とあるのは「する。この場合において、原動機又は電気エネルギー変換システムを作動させるために、適量の使用燃料の供給を行うものとして燃料装置の改造を行うことができる。」と、同別添3.1.2.5.「燃料タンク及び配管以外の装置については、代用液を入れなくても差し支えない。」とあるのは「オイル類等の液体は抜いてもよい。」と読み替えるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第百二十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十四項中「細目告示第十五条第三項の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」及び第九十三条第三項の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」」を「細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項」に、「改正前の別添十二「乗用車の制動装置の技術基準」」を「改正前の細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項」に改め、同条第十五項中「に定める設定基準値」を削り、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」にかかわらず、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」を「規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項」に改め、同条第十六項中「に定める設定基準値」を削り、「細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項並びに別添十二3・2・24・及び3・2・26・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千四百六十号）による改正前の細目告示第十五条第三項、第九十三条第三項の規定並びに」を「細目告示第十五条第三項第二号ロ（同条第三項後段の規定に係る部分に限る。）及び第三項後段並びに第九十三条第三項第二号ロ（同条第三項後段の規定に係る部分に限る。）及び第三項後段並びに」に、「細目告示第十五条第三項第二号ロ（同条第三項後段の規定に係る部分に限る。）及び第三項後段の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千四百六十号）による改正前の細目告示」に改め、同条第十七項中「細目告示別添十二3・2・22・4・の規定にかかわらず」を「協定規則第十三H号の技術的な要件（同規則補足第十五改訂版の規則5・2・22・4・に限る。）にかかわらず」に改め、同条第十八項、第十九項及び第二十項中「同規則改訂版の5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」に改め、同条第二十一項中「貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のものを除く。）であって車両総重量が十三トンを超えるものを除く。）であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のものについては、当分の間」を「平成三十三年十月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が十三トンを超えるものを除く。）であって車両総重量が八トンを超え二十トン以下のもの（平成三十年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、」に、「同規則改訂版の5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「同規則改訂版の」を「同規則第131号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.又は同規則改訂版補足改訂版の規則」に改め、同条第二十二項中「同規則改訂版の5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版の」を「同規則第131号の技術的な要件（同規則の規則5.及び6.又は同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」とあるのは「協定規則第131号の技術的な要件（同規則改訂版補足改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第93条第8項において同じ。）」に改め、同条第二十三項中「専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のものについては、当分の間」を「平成三十三年十月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの（平成三十一年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成三十一年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、